

創造活動の成果を財産として守る

染織の知的財産

の基礎知識

松本武彦

最近になって知的所有権問題が多くの話題

を集めています。「知的所有権」とは工業所有権、著作権など知的創造活動の成果を保護する財産権のことです。財産権ということから「知的財産権」ともいいます。また、知的創造活動の成果という形の無い財産権ですから「無体財産権」ということもあります。ここでは「知的所有権」に統一してすすめていきます。

知的所有権が国の内外において関心が高まると共に、知的所有権保護制度の国際的な調和を図るためガットウルグアイラウンドなどで検討が進められ、日本でも諸外国と歩調をあわせるため国内の関係法律の改正がつつぎと行なわれています。

今や知的所有権問題は染織業界にとって欠かすことのできないものとなってきました。各企業では自己の知的所有権を確保するためいろいろな手段を講じています。新しく考案した技術については特許庁に出願して特許権を得たり、

デザインを模倣から護るため業界の自主登録機関に保全登録をしたり、懸命に努力を重ねています。

しかし、このような各企業の努力にも関わらず知的所有権を侵害する行為は行なわれています。新聞紙上でも「偽ブランド品摘発」「特許権侵害「販売差止め」」等の記事が見受けられ、他人の権利を侵害するという不正行為が後を絶ちません。

こうした事件がたびたび発生するのは知的所有権というものを充分理解されていないところに原因があるのではないのでしょうか。知的所有権の問題は、自己の権利を正当に主張すると同時に他人の知的所有権に対しても充分に尊重しなければなりません。「知的所有権は財産である」ということが染織業界にモラルとして広がればこのような問題は起こらないでしょう。

知的所有権をよく理解していただくために

染織業界に関係のある法律や事例を選んで説明して参りたいと思います。これを読んでいただいて、知的創造活動をされている皆さんに少しでも役にたつことができれば幸いです。

知的所有権の内容

知的所有権のうち染織に関係の深いものを挙げてみますと特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権などがあります。これらには権利を保護することを目的とした法律(特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法)があります。そのほかに、不正競争行為を禁止、経済秩序の維持を目的とした「不正競争防止法」や知的所有権の侵害品の輸入を水際で取り締まる「関税定率法」があります。また、特許権、実用新案権、意匠権、商標権を総称して「工業所有権」といいます。

次に各々の権利の内容や法律について簡単に説明いたします。

工業所有権を獲得するにはまず特許庁に出願しなければなりません。特許や実用新案であれば発明や考案の内容を示した「明細書」、意匠の場合は「意匠の図面」、商標の場合は「商標見本」を出願書類に付けて提出します。出願されると実用新案を除いて、権利を付与しても

良い

かどうかについての審査が行なわれその上で登録の可否が決定されます。登録しても差し支えないとなつて初めて特許権や意匠権が成立します。

これらの権利を侵害する者に対しては、行為の差止め、損害の賠償、信用回復措置などの請求ができます。特に商標権侵害の場合には刑事事件として取り扱われることがあります。

特許権(特許法)

「物の発明」や「方法の発明」が対象になります。

特許法では「発明とは自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なもの」となっています。権利の存続期間は出願公告の日から十五年となっていますが、理由によっては期間の延長が五年を限度に認められます。新しい化学繊維を創りだしたり、今までにない染色方法を考へついたときは特許の対象となりますでしょう。

実用新案権(実用新案法)

発明ほど高度ではないが、物を考案したり改良すれば実用新案の対象になります。

実用新案法では「物品の形状、構造または組合せによる考案」となつていて二部式のキノの仕立て方や、染色や製織の用具の改良などがこれに該当するでしょう。「物品の形

状」とありますから、意匠とも関連します。権利の存続期間は出願の日から六年で終了します。

法律の改正があつて実用新案に限つてそれだけの考案内容の審査はありません。しかし、審査がないので登録された技術等が果たして実用新案権として有効かどうかを確認することが必要ですから第三者の侵害に対し警告等するときは「実用新案技術評価書」の提示をしなければなりません。この「実用新案技術評価書」は特許庁に請求することができます。

意匠権(意匠法)

「意匠とは物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて視覚を通じて美感を起させるもの」と法律では定義しています。要するにキノ地や服地の模様等が対象となります。デザインといわれるものの総てがこの範囲に入りません。

意匠権の存続期間は登録の日から十五年で終了します。

染織業界は、長い伝統の上に成り立っている業界だけに、きものや帯に利用する模様等は意匠法の登録要件である「新規性」に乏しく、出願しても登録に至らないことが多いようです。

しかし、伝統模様とはいえ企業それぞれが工夫を凝らし、それが取引の上で充分に効果を發揮しているのですから保護を求めることに問題はないはず。染織業界では自主登録機関を設

立して染織意匠(模様)の保護に努めています。

商標権(商標法)

商標の定義は「文字、図形、記号若しくはこれらの結合、若しくは色彩との結合」となっており、商品や役務(サービス)に使用するとなつています。

商標には商品や役務について、生産者や販賣者を明確にする「出所表示機能」や内容について証明効果のある「品質保証機能」があります。そして広告宣伝の作用を果たす「広告機能」があるとされています。商標は消費者が安心して商品を選ぶことができる表示といえます。

商標権の存続期間は登録の日から十年ですが、更新登録の出願によつて十年を単位とし何度でも更新することができます。近々商標法が改正され、更新手続きなどが簡素化されます。

著作権(著作権法)

著作権法における著作物の定義は「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」となっています。

特許権等を獲得するためには特許庁に出願したり、審査を受けたりしましたが、著作権は作品を創作すれば自動的に成立します。著作権を得るためには登録の必要はありません。著作物を創作した人が主張すればいいのです。

しかし、創作者が主張さえすればどのようなものでも著作権があるのかというところではあり

ません。工業的手段を使って大量生産されるような工業製品のひな型などには一般的に著作権はないとされています。

染織作品は概ね美術の範囲に入ります。著作権法にいう美術は、純粹美術と美術工芸品の範囲に入るものに限られています。大量生産されることのない、いわゆる一品制作の作品がそれに近いものが著作権の対象となるでしょう。

染織意匠と著作権とは密接な関係にあって、これまでもいろいろと染織品の模様の侵害について法廷で争いとなったことがありましたが、著作権法の適用を受けての勝訴は難しいものでした。しかし、染織品の模様等について著作権を主張する人も多く、今ではそれらの主張を認める動きもあるようです。

著作権の存続機関は、概ね著作物が制作されたときから作者の死後五十年の間存続します。

不正競争防止法

この法律は財産権の保護に関する法律とは異なり、経済秩序を破壊する「不正競争行為」を禁止する法律です。

不正競争行為にも定義があつて、他人の商標などを使用して混同を生じさせる行為や他人の商品の形態(意匠と解されています)を模

倣する行為、他人の営業秘密を取得して使用する行為などがあります。

これらの不正競争行為をしたものに対して差止めや損害賠償、信用回復措置など請求することができます。

とくに商品の形態の模倣については改正の時に新しく導入されたものですから、判例の積み重ねが必要であるといわれています。この商品の形態の模倣に関するものは、販売を始めてから三年以内のものに限られます。

関税定率法

知的所有権を侵害する物品を水際で取締ることを定めた法律です。

この法律には輸入禁制品として麻薬などと共に特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権を侵害する物品をあげています。輸入品が知的所有権侵害物品であることが税関において認定されれば、没収・廃棄または積戻しなどを侵害者に命令します。

権利者による輸入差止申立制度がありますが、税関に対する情報提供の形態として捉えあくまで税関の職務権限に基づいて取締を行なっています。

知的所有権の争いの実例

ここで実例を参考までに紹介いたします。

A織物会社は織物の製造販売を業としている企業です。親の代から続く織物業で主に有名織物会社の下請けをしていたことがありました。その関係で有名織物会社の製品を製造するときに必要な「紋図・紋紙」も保存されていた。

ある時得意先から有名織物会社の製品を見せられて、このような製品ができないかとの相談を受けました。

A織物会社では以前にそれと同じものを製造したことがあるので引受けることにしました。その織物の製造に必要な「紋図・紋紙」もあることから同じものをつくるのは簡単でした。

織物には製品の端に「柄名」や「製造者名」を織り込みます。有名織物会社の製品にも必ず「柄名」や「有名織物会社名」が織り込まれていました。以前から「有名織物会社名」が登録商標であることは知っていましたから取り外すことにしました。織物の図柄は製造を始めてから相当の年数が経っているから構わないだろうと思いました。著作権法でも小説の題名には著作権がおよばないことはなにかの時に知っていましたから「柄名」などは何の権利も無いだろうと判断してそのまま取外さずに製品を作りあげました。そして、得

意先を通じて百貨店で販売することになりました。

たいと思います。
(日本染織意匠保護協会事務局長まつもと・たけひこ)

ところが、有名織物会社の製品を販売している百貨店の知るところとなり、有名織物会社に調査を依頼しました。調査の結果、A織物会社が製造した製品であることが判明したので有名織物会社は早速警察に商標法違反として告訴しました。

なぜ商標法違反として告訴したかといいますと「柄名」そのものが登録商標だったのでした。A織物会社の代表者が逮捕されたことはいうまでもありません。

その代表者が逮捕される前に知人に「こんなことはいけない事だから早く止めたい」といつていたそうです。しかし、売れ行きが良かったので決断がつかなかったのでしょう。預かっていた「紋図・紋紙」を無断で使用し製織し、他社に販売するなど許されることではありません。

知的所有権の紛争は、他人の知的所有権を無断で使用し、創作努力をしないところから始まります。

最後にもう一度申します。自己の知的所有権を護ることはもちろん大切ですが、他人の知的所有権を正しく評価して尊重しなければならぬということをよく理解していただき